## 香川県条例第2号

香川県港湾管理条例の一部を改正する条例

香川県港湾管理条例(昭和31年香川県条例第9号)の一部を次のように改正する。

改正後								改正前							
(占用料及び使用料) 第9条 略							(占用料及び使用料) 第9条 港湾施設を占用し、又は使用する者は、別表に定める占用料又は使用料を県に納付しなければならない。								
							:	2 略			· · · · ·				
別表(第9条関係)							5	別表(第9条関係)							
1 高松港港湾施設使用料							_   :	1 高松港港湾施設使用料							
種別	[ 別   区分   単位   金額   備考						種別 区分 単位 金額 備						備考		
1~10	略							1~10	略						
11 港	略							11 港	略						
湾環	香西	パー	パー	1人につき1	400円	回数券により		湾環	香西	パー	パー	1 人につき 1	400円		
境整	西地	クゴ	クゴ	日		利用する場合		境整	西地	クゴ	クゴ	日			
備施	区港	ルフ	ルフ			の使用料は、		備施	区港	ルフ	ルフ				
設使	湾緑	場	場			別に規則で定		設使	湾緑	場	場				
用料	地					める。		用料	地						
		略									略				
		略									略				
		会議		1時間につき	330円	略	1			会議	<u>室</u>	1室につき午	2,340円	2室に分割し	
												前9時から午		てその一方を	
												後5時まで		利用する場合	

の使用料は、

5割とする。

1,340円



附則

この条例は、令和4年5月1日から施行する。